

仕事も家庭も大切にして 健康で生き生きと働きたい

女性部要求書を提出

毎年行っている女性部アンケートに寄せられたご意見をもとに、女性部の要求書を作成しました。順次、各教育委員会に提出する予定です。

泉北教組は、女性教職員の命と健康を守り、生き生きと働き続けられるように、要求していきます。

権利の周知 職場環境の改善

①すべての女性教職員に、妊娠判明時から産休代替に続く「事前任用制度」の拡充を強く府にもとめてください。

また、体育実技軽減や、支援学級担任の授業軽減にとどまらず、市町独自でも授業持ち時間の軽減など、妊娠中の労働軽減の措置をはかってください。

※事前任用制度
夏季休業の前日までに産前休暇を取得する教諭を対象に、年度当初から常勤講師を配置

②体育実技負担軽減講師、産休代替講師を速やかに配置してください

い。

※妊娠中の母体保護のため、体育実技軽減として必要な期間に非常勤講師を配置（すべての職種で取得可能）

③出生サポート休暇や妊娠時、また育児のための権利の周知に努めてください。

※出生サポート休暇
組合の要求で2022年度より有給。不妊治療を受ける職員（性別を問わず取得可）年5日（時間単位で取得可）体外受精・顕微鏡受精はさらに5日

④各校に伏臥できる休憩室を整備してください。

※医師等より補食・休息の必要があると指示された場合、校長の承認のもとに必要な時間「職免」

講師の配置

⑤母性保護などの諸権利が完全に行使できるよう、また、様々なハラスメントにつながるような管理職を指導してください。

病休、介護休暇、産休、育児短時間勤務の代替講師、体育実技負担軽減講師などが配置されないことがあり、教育に支障をきたすとともに、他の職員の負担増になっていきます。実態を把握し、講師の配置をお願いします。

介護休暇の拡充

介護のための離職者がでないよう、介護休暇制度を周知するとともに、日数の延長などさらなる拡充を府に求めてください。

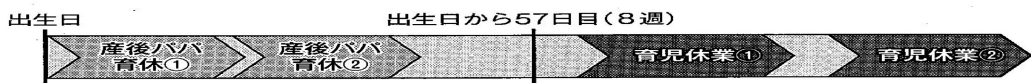


さらに取得しやすい育休に 育休取得が原則2回に

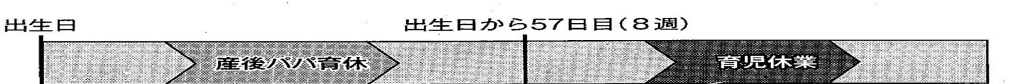
7月26日、府当局は府労組連・大教組に「育児休業及び育児参加休暇の見直しについて」の提案を行いました。少子化対策としての仕事と育児の両立の支援という流れの中、国では育児休業法が改正され、さらに育休がとりやすい制度となります。

- 育児休業の取得回数が原則2回（改正前は原則1回）
- 産後8週以内の育休も2回取得（改正前は1回）
- 「産後パパ育休」の請求期限も2週間前までに短縮（改正前は1か月前）
- 「育児参加のための休暇」（5日以内）の取得期間も拡大（産前8週から産後1年まで）
- 「産後パパ育休」とそれ以外の期間の育休のそれぞれについて、1か月以下なら一時金の減額の対象とはならない
- 非常勤職員の育休所得要件緩和

● 産後8週以内の育休（＝「産後パパ育休」）も2回取得（改正前：1回）



● 「産後パパ育休」とそれ以外の期間の育休のそれぞれについて、1か月以下なら一時金の減額の対象とはならない



それぞれ1か月以下であれば、いずれも除算の対象とならない（合計しない）

〔改正前：合計して1か月超の場合、いずれも除算の対象となる〕

教職員の生活と権利を守るため、泉北教組に加入しましょう